

1. セクシュアル・ハラスメント防止に係る制度の周知・改善

【法令等の周知徹底】

●次官以下幹部を含む職員に対する法令等の周知徹底

→全41府省庁において幹部職員及び課長級職員等への研修を実施済・実施中（計60コース、受講者数4,813名）

●セクハラ防止研修を課長級職員や幹部職員にも義務化

→幹部職員等に対する研修実施を義務化するための人事院規則等の改正について準備中【人事院】

●幹部候補者に対する研修受講の徹底と受講状況の確認

→H30.6人事管理官会議幹事会等において周知【内閣人事局】

→H31.1.1時点で在籍する職員等のうち、本府省課長級以上の職員又はこれらに準ずる者に対し、H31.3.31までに受講した直近の研修の受講状況を確認予定【内閣人事局】

【実効性の向上】

●民間事業主の義務履行の実効性確保

→労働政策審議会の建議(H30.12)

- ・セクハラ防止に関する事業主・労働者の責務
- ・事業主に相談した労働者に対する不利益取扱いの禁止
- ・社外の労働者等からセクハラを受けた場合や社外の労働者にセクハラを行った場合の対応の明確化 等を踏まえ、次期通常国会への法案提出等予定【厚生労働省】

【通報窓口の整備】

●外部の者からの通報窓口の整備

→全41府省庁のうち約9割がHP上に通報窓口を掲載済み。未実施の外局(4)についてもH30年度内には実施予定。

●各府省から独立した通報窓口設置の検討

→外部の者からの相談窓口をH31年度から人事院に開設予定【人事院】

2. 行政における取材対応の改善

●取材現場で女性記者の活躍が阻害されない環境の整備等

→男女共同参画主管課のある全21府省庁において、記者クラブに対し、取材環境における意志疎通に関する通知を実施したほか、職員に対し、取材現場で女性記者の活躍が阻害されない環境整備に配慮するよう周知を実施。

3. メディアへの要請

●取材現場及び指導的地位での女性の活躍促進を要請

→H30.12日本新聞協会等に対し、メディア分野における女性参画拡大等を要請【内閣府】

セクシュアル・ハラスメント対策の強化について ～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～

緊急対策		府省庁	緊急対策の取組状況	
項目	施策(概要)			
1	セクシュアル・ハラスメント防止に係る制度の周知・改善	(1) セクシュアル・ハラスメントの防止に係る法令等の周知徹底	<p>①人事院規則10-10の各省各庁の長の防止措置義務の範囲に、職員が庁舎外で業務を遂行するに当たって外部の者に対して行うセクシュアル・ハラスメントの防止も含まれることなど、セクシュアル・ハラスメント防止に係る法令等について、次官以下幹部を含む職員に対して、各府省において研修を実施して周知徹底する。</p>	<p>【各府省庁】 ・全41府省庁において、幹部職員及び課長級職員向けの研修を実施済みまたは実施中。緊急対策を受けて新規に実施された研修のほか、既存の研修にセクハラの科目を追加し実施したもの等も含め、平成30年4月から12月までの間に、全府省庁合わせて計60コース、幹部職員等4,813名への研修を実施。</p> <p>【人事院】 ・平成30年5月31日人事院事務総局職員福祉局長通知「セクシュアル・ハラスメントの防止等について(通知)」を発出し、各府省に対して、セクハラに関する基本的な事項について改めて全職員に周知徹底すること、新たに監督者になった者に対する研修の実施を徹底するほか、幹部職員及び管理職員を積極的に研修に参加させることなどを求めた。併せて周知用資料を各府省に提供。</p> <p>【内閣人事局】 ・各府省による研修を受講できなかった幹部職員及び課長級職員向け研修(e-ラーニング)を実施。</p>
			<p>各省各庁の長が行うセクシュアル・ハラスメント防止のための研修について、新任者及び新任監督者に加えて課長級職員及び幹部職員にも研修を義務化する。</p>	<p>【人事院】 ・幹部職員等に対する研修の実施を義務化するための人事院規則等の改正について準備中。</p>
			<p>② また、内閣人事局より、各省各庁に対し、幹部候補者が必ず研修を受けている必要がある旨を周知徹底するとともに、内閣人事局において、当該研修の受講状況を確認し、確実な研修受講を期すこととする。</p>	<p>【内閣人事局】 ・平成30年6月13日人事管理官会議幹事会、同月15日次官連絡会議において、幹部候補者は研修を必ず受講する必要があることを各府省に周知。 ・平成31年1月1日時点で在籍する職員等のうち、本府省課長級以上の職員又はこれらに準ずる者に対し、平成31年3月31日までに受講した直近の研修の受講状況を確認予定。</p>
			<p>③各府省、内閣人事局において実施する各種研修において、セクシュアル・ハラスメント防止に係る項目を追加する。</p>	<p>【各府省庁】 上記①参照</p> <p>【内閣人事局】 ・平成30年7月30日に開催した全本府省等の新任幹部(審議官級)に対するセミナーにおいて、セクシュアル・ハラスメント防止対策の講義を追加 ・平成30年9月6日に開催した全本府省等の新任管理者(室長級)に対するセミナーにおいて、セクシュアル・ハラスメント防止対策の講義を追加 ・各府省による研修を受講できなかった幹部職員及び課長級職員向け研修(e-ラーニング)を実施。</p>
			<p>④男女雇用機会均等法の事業主の防止措置義務の範囲に、社外で業務を遂行するに当たって労働者が受けるセクシュアル・ハラスメント防止も含まれることなど、セクシュアル・ハラスメント防止に係る法令等について、厚生労働省において事業主に対して周知徹底する。</p>	<p>【厚生労働省】 ・行為者が取引先や社外の労働者である場合も含まれることを明記したセクシュアルハラスメント対策に関する労働者向け及び事業主向けリーフレット等を作成し配布するとともに、平成30年7月10日、男女共同参画推進連携会議の構成員(有識者、団体代表等115名)及び各種団体(219団体)の長に対しリーフレット等を活用した法令等の周知について協力依頼を発出。 ・平成30年4月1日から12月28日までの間に実施した「全国ハラスメント撲滅キャラバン」において、全国の都道府県労働局で事業主・人事労務担当者等を対象とした説明会を実施。</p>

		緊急対策		府省庁	緊急対策の取組状況	
項目		施策(概要)				
		(2)	セクシュアル・ハラスメント対策の実効性の向上	①各府省における相談体制などのセクシュアル・ハラスメント対策の状況について統一的に把握するなど、対策の実効性確保のためのフォローアップを強化する。	人事院	【人事院】 ・各府省におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策について、平成29年度の研修の実施状況及び平成30年6月現在の相談体制の整備状況等の報告を求めるとともに、必要な指導を実施。引き続き、各府省の状況について把握するとともに、必要な指導を行っていく。
			②民間事業者におけるセクシュアル・ハラスメントの対応状況を踏まえ、厚生労働省において民間事業主の義務履行の実効性確保の方策について検討する。	厚生労働省	【厚労省】 ・労働政策審議会の建議(平成30年12月14日)において、セクシュアルハラスメントは許されないものであり、事業主、労働者の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うべきであるという趣旨を明確にすること、セクシュアルハラスメントの相談をしたことによる不利益取扱いを禁止すること、社外の労働者に関するセクシュアルハラスメントへの対応について指針等で明確化すること等とされたことを踏まえ、次期通常国会への法案提出などの必要な対応を行う予定。	
		(3)	外部の者からのセクシュアル・ハラスメント事案の通報窓口の整備	①セクシュアル・ハラスメントについて、職員に対する事案だけでなく、外部の者に対する事案についても、各府省において通報窓口を整備し、相談等に対応するとともに、相談員等に対する研修を充実させる。	各府省庁	【各府省庁】 ・全41府省庁のうち、37府省庁(90.2%)が外部の者からの通報窓口の整備について実施済みであるほか、4府省庁(9.8%)も具体的に実施予定時期が決まっている。
				②相談を受けた際に、二次被害防止のために、プライバシー保護を徹底する。	各府省庁	【各府省庁】 ・通報窓口を掲載しているHP上に、相談時のプライバシー保護の徹底等について併せて記載するなど、各府省においてプライバシー保護対策に取り組んでいる。
				③各府省が適切に対応しない場合に、各府省から独立して一元的に相談を受け付ける窓口の設置について検討する。	人事院	【人事院】 ・外部の者からの相談窓口を平成31年度から人事院に開設予定。
(4)	地方公共団体への要請	①上記及び下記2.(1)①の対策について、地方公共団体において、その実情に応じ、国の取扱いを参考にしながら必要な措置を講じるよう要請する。	総務省	【総務省】 ・平成30年6月21日、総務省自治行政局公務員部長通知「地方公共団体におけるセクシュアル・ハラスメント対策について」を发出。		
(5)	プライバシー侵害情報の削除	①セクシュアル・ハラスメント被害者の二次被害防止のため、民間事業者の取組を支援することなどを通じて、インターネット上での被害者のプライバシー侵害情報が適切に削除されるよう、取組を進める。	総務省	【総務省】 ・平成30年6月12日、総務省総合通信基盤局から、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会等4団体に対し、「セクシュアル・ハラスメント被害者に対するインターネット上のプライバシー侵害への適切な対応について(要請)」を发出。		
2	行政における取材対応の改善	(1)	各府省における取材環境の整備	①各府省において、取材現場で女性記者の活躍が阻害されない環境を整備するとともに、各記者クラブ等との取材環境についての意思疎通の場を設定する。	各府省庁	【各府省庁】 ・男女共同参画主管課のある全21府省庁において、記者クラブに対し、取材環境における意志疎通に関する通知を実施するとともに、職員に対し、取材現場で女性記者の活躍が阻害されない環境整備に配慮するよう周知を実施。
				②内閣府において、取材現場における女性の活躍に資する環境整備について、日本新聞協会、日本民間放送連盟及び日本放送協会(以下、「メディア分野の経営者団体等」という。)との間で意思疎通の場を設定する。	内閣府	【内閣府】 ・平成30年12月、日本新聞協会、日本民間放送連盟及び日本放送協会と、本緊急対策に基づく政府の取組や公務部門における取材環境の整備について、意見交換を実施。
3	メディアへの要請	(1)	メディアの分野における女性の参画拡大等の要請	①メディア分野の経営者団体等に対して、上記のセクシュアル・ハラスメント防止や取材に関する政府の取組を周知するとともに、取材現場における女性活躍、メディア分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大などについて要請する。	内閣府	【内閣府】 ・平成30年12月、日本新聞協会、日本民間放送連盟及び日本放送協会を訪問し、メディア分野における女性に参画拡大等について要請。